

## 会 議 記 録

会議名称	平成24年度第2回 杉並区行政経営懇談会
日 時	平成24年7月2日(月)午後2時00分～午後4時02分
場 所	中棟4階 第1委員会室
出席者	委員 牛山、小杉、七松、西川、沼尾、日端 区側 副区長、副区長、政策経営部長、総務部長、区民生活部長、 企画課長、行政管理担当課長、特命事項担当副参事、財政課長、 営繕課長、総務課長、職員課長、経理課長、区民生活部管理課長、 地域課長、協働推進課長、杉並区産業振興センター次長、 保健福祉部管理課長、障害者生活支援課長、児童青少年課長、 杉並福祉事務所長、都市計画課長、環境課長、会計課長、庶務課長 生涯学習推進課長
配布資料	資料6-5 杉並区における就労支援の現状図 資料6-6 (仮称)杉並区就労支援センターを軸とした就労支援の イメージ図 資料6-7 杉並区における就労までの過程における教育・支援のフ ロー図 資料8-3 主な施設の設置状況：他区との比較 資料8-4 施設種別ごとの施設配置図 資料8-5 施設別データ一覧 資料8-6 築40年を超え、今後、改築・大規模改修等が必要となる 大・中規模施設
会議次第	1 開会 2 区の課題認識(資料説明)と意見交換 (1) 現役世代への支援(若者の就労対策) (2) 今後の財政運営のあり方 (3) 区立施設の再編・整備 3 その他(連絡事項等) 4 閉会

**会長** それでは、定刻となりましたので、第2回杉並区行政経営懇談会を開催させていただきます。

まず、本日の議題に入る前に、前回の懇談会に欠席されました沼尾委員に今日はおいでいただきました。沼尾委員、簡単に自己紹介をお願いします。

**委員** 皆さん、こんにちは。日本大学の沼尾と申します。前回は欠席してしまい、大変申し訳ございませんでした。

私は地方財政を専門としておりまして、その中で国と地方の財政関係について研究をしており、最近では、特に基礎自治体の対人サービスに関する供給体制の確保とそれに関する財源確保の問題について、各地の自治体を回りまして調査研究をさせていただいております。

杉並区は、全国の中でも非常に財政的には恵まれている特別区の中の一つですので、ここでできなければ、全国、ほかの自治体ではできないだろうというところにいると思っています。杉並区で、どういった政策課題を実現するのか、それに伴う財源の確保をどうするのかというところには非常に注目しております。そういったことでお手伝いさせていただければということで参加をさせていただいております。微力ではございますが、精いっぱい努めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

**会長** ありがとうございます。これから検討に当たりまして、非常にこの会のテーマに沿ったご研究をさせていただいておりますので、いろいろとご意見をいただければと思います。

それでは、本日の配付資料を確認したいと思いますので、事務局からお願いいたします。

**行政管理担当課長** それでは、私から資料の確認をさせていただきます。

まず、6月12日、第1回懇談会でお配りした資料でございますけれども、お手元のピンクのファイルに綴じて席上に置いてございますので、ご確認いただければと存じます。

次に、本日お配りしているのは、資料6「現役世代への支援」に関します追加の添付資料と、資料8、「区立施設の再編・整備」に関しましての前回お出しできなかった資料と本日追加させていただく資料でございます。次第とともに一まとめにさせていただいておりますが、ご確認をお願いしたいと存じます。

資料6の追加添付資料でございますが、枝番で5から7の資料でございます。A3判で各1

枚、合計3枚でございます。6-5、6-6、6-7の3枚でございます。

続きまして、資料8でございますが、資料8-3、これはA4判1枚のものでございます。

資料8-4は、A3判で区の白地図と一覧表で構成したA3判の6枚のものでございます。

資料8-5は、総括表といたしましてA4判1枚の表紙と、A3判のデータ一覧について、表紙及び1から14ページまでとじてございます。

追加資料で、資料8-6、A4判1枚のものでございます。以上でございます。

**会長** 資料の不足等はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、本日は前回に引き続きまして、区の課題認識についての資料説明、それについて委員の皆様からの質疑を行いながら、ご意見、ご助言をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。前回と同じように課題ごとに区からの説明を受け、その上で委員の皆様との意見交換をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

前日も意見交換を行いました。まず初めに「現役世代への支援」ですね。若者の就労対策を中心とした課題があったかと思えます。前日もいろいろなご意見を皆様からいただきましたが、追加資料等もございますので、区側から説明をよろしくお願いいたします。

**産業振興センター次長** では、私から、資料6-5、資料6-6、資料6-7について説明させていただきます。

前回の皆様方からのご意見の中で、福祉との関連性が弱いのではないかというご意見がございました。そこで、杉並区における就労支援の全体像を示したものが資料6-5でございます。特に福祉関係はどういう形で支援しているかという図でございます。

私どもの産業振興センターがハローワークと関係性を持ちながら就労相談をやるところを中心に据えまして、右側は生活保護の対応については福祉事務所、心の病、ひきこもり、ニート対策は社会教育センター、保健所・保健センターが対応しているところでございます。

障害者につきましては真ん中の下段にありますが、「ワークサポート杉並」といって、障害者雇用支援事業団が障害者の雇用について所管しております。それから、左側のほうは家族の介護で就労ができない方や、子どもを預けられないと就労できないという方のための保育所・学童クラブの整備、家庭環境によって就労できない方、例えばひとり親家庭に対する支援として、子ども家庭支援センターがハローワークと関係性を持ちながら就労支援を行っています。区の就労支援施策の全体像が資料6-5でございます。

続きまして、資料6-6でございます。上段の大きな枠組みが、前回、資料6-4で説明いたしました杉並区就労支援センターの概要図でございます。右側が入口で、求職者が来て、左側が出口ということで、就職後、定着していく。この一連の流れの中で、継続的に就労支援をしていくのが今現在の区の考え方でございます。

下段のほうは先ほど説明させていただきました、生活保護であるとか、心の病を抱えている方、障害者であるとか、そういった就労阻害要因を抱える方と就労支援センターとの関係性を示しているところでございます。特に就労阻害要因を抱える方が直接、福祉事務所あるいは保健所・保健センターに訪れる場合もありますが、今度新設する就労支援センターの窓口に来る場合もあるかと思しますので、そのような場合には関係機関に橋渡しをしていくという考えでございます。

最後に、資料6-7をごらんください。

横軸に年齢をとり、縦軸に区の教育分野と所管、各事業、施策を列挙したものでございます。教育、子育て、福祉、社会教育などの分野ごとに、就労に至るまでの区の施策を一覧にしたものでございます。 私からは以上でございます。

**会長** ありがとうございます。

ただいま前回の議論も踏まえて、資料6-5、6-6、6-7とご説明をいただきました。福祉との連携を考えていただいた図になっているのかと思いますが、いかがでしょうか、委員の皆様からご質問ご意見を出していただければと思いますが。

**委員** 大変いい資料をつくっていただいて、よくわかるようになって、ありがとうございます。ご質問をさせていただきたいのは、新しい支援センターはこの現状の図の中にどのように入り込むのかというのが疑問に思ったところです。

と申しますのは、こうした支援機関をどうネットワーク化するかというのが国の事業でもずっと言われており、子ども・若者育成支援推進法なんていう法律がつくられたのも、福祉事務所、学校、あるいは就労支援機関等の中で、実は同じ対象者に対して効果的な支援がどこにあるかわからないような状態がある中で、全体をネットワーク化して、的確にその人に必要な支援につなげていくような関係機関の情報の共有といいですか、一つのケースについてみんなで支援するというようなネットワーク化が重要だと言われているんです。ひょっとしたら就労支援センターというのは、それぞれのところで個別に対応している就労阻害要因全体のネットワーク化の要になるような施設というイメージがあるのかな

と、今のネットワーク化の流れの中で新しいこの施設がどう位置づくのかを質問させていただきたいというのが一つです。

もう一つは、各課での非常勤等の採用という、前回も少し出てきましたが、これが既にやられていることに入っているの、やった実績があるということだと思っておりますが、どのような効果があり、どう評価されているのか。自治体の一時的な、緊急避難的にはあり得るのですが、それが個人のキャリアにとってどのように効果が出るのかというところがきちんと見極められないと、どうせ採用されたって数カ月なんだから、行ってもしょうがないという判断もされがちなので、この期間は一体どういう位置づけで、つまり本人のキャリアにとってプラスになるためには、そこでやったことが何らかの成果として証明されて、能力として高められて、それで労働市場に出るときにより本人にプラスになるような経験になるという裏書きがあるのか。

国のやっているジョブ・カード制度はそういう発想でつくられているのですが、そのようなもの抜きで、緊急避難的に雇用のない人に何とか雇用をというだけだと効果としてはどうなのかなと疑問に感じるの、今それを既にやられているのですから、それをどう評価されているかということ、この2点をお聞きしたいと思います。

**産業振興センター次長** 前段の杉並区の就労支援センターの位置づけ、ネットワーク化について説明させていただきます。

まず、位置づけですが、資料6-5の中心に産業振興センターとハローワークが矢印でつながっていますけれども、この部分に今後就労支援センターが位置づけられるということでございます。

ネットワーク化ですが、関係機関との連携の必要性は十分承知しておりまして、さまざまな関係機関をつないでいく中心的な役割を果たす必要があるかなと思っております。

**委員** ぜひ中心的な役割を果たしていただきたいと思っております。

**会長** 就労支援センターがここに代わって担うというイメージですかね。

**産業振興センター次長** 資料6-5は現状でございまして、まだ就労支援センターはできておりませんので、産業振興センターというのは区の機関名でございまして。今現在ここがやっている就労相談と、ハローワークが一体となって就労支援センターにかかわるということでございます。

**職員課長** もう一つご指摘があった非常勤職員の採用等の件ですが、従前はそれぞれ

所管課がばらばらで採用情報を出しており、それを職員課が中心になり一元的にまとめるということで、区、教育委員会の採用情報を一つにして、情報発信するということが始まりました。

この効果等については、正直に申し上げますと、厳密な検証等はまだしておりません。ただ、杉並区の非常勤職員で、嘱託員（月16日勤務）という制度がございます。この方たちが一定年数働きますと、今、特別区で実施しております経験者採用というのがございまして、その受験資格を得ることが可能になったということがございます。

**委員** それがキャリアの一ステップになるということで、受験資格はいいことだと思いますが、ぜひ、その方たちがどうなったかという効果検証を。まず、採用数に対してどのくらい応募があったか、どのくらい人気があるかという話と、そこでやった経験が次につながっているかどうかというところ。既に非常勤の仕事を終わられた方がその後どうなっているかフォローをするのは、最初からそれを予定していない限り難しいんですけども、経験者採用をされた方にこの経験が生きているかどうか、そちら側からは見ることができると思いますので、ぜひ、検証ができればいいなと思うのですが。

**会長** 事前にそう言っておかないと、どこかに行ってしまって、もうわからなくなってしまうというのがありますからね。

**総務部長** 当時私は職員課長をしておりまして、委員がご指摘のように、4～5年前の緊急避難的な緊急雇用というのは、やはり非常勤で、最大1年の任用期間が数カ月の単位でしたから、到底募集人員には及ばず、大体応募の半分ぐらいの人しか集まらなかった。初期の段階は、その中で生活するために働いていただいて、その間に就職活動もして、民間の就職につなげるということでしたので、区の非常勤の仕事がキャリアアップにつながることはありませんでした。

それも踏まえて、今、職員課長が説明したように、今般、非常勤で採用してそこから経験者枠で常勤採用という道が開けまして、今年度からその採用が始まりますので、検証してまいりたいと考えております。

**会長** ほかの委員の方、お願いします。

**委員** 今後のイメージ図で、区の就労準備から区内企業のほうに職業体験・実習という矢印がありますが、区内企業との連携を直接区が持たれるということであれば、これからいろいろ仕事を見つける、そのためにいろいろ勉強したい人、経験がある人がいると思

うんですが、そういう方を企業の側に直接案内できるようなことが可能なのかなと思っています。

私は会計事務所をやっているんですが、会計を将来勉強して、こういう業界に入りたいという人、例えば税理士会とか公認会計士協会もそうなんですが、そういうところに登録されて、もちろん個人情報ですから公開しているわけではないのですが、採用側がそこに赴けばこんな人がいるんだなということがわかりまして、それからその会を通して紹介してもらって、待つのではなくて、採用側から積極的にアプローチできて、かなり就職率とか成約率がお互いに納得して採用できるといういい場を私たちは利用しています。区がどこまでやるかという話やハローワークとの関係がもちろんあるんですが、区が就職あっせんにもう少し直接にかかわっていけるかどうかについてはいかがなんでしょうか。

**産業振興センター次長** 区内企業につきましては、まず、どの程度の求人情報があるかというのはなかなかつかみづらく、できる限り企業めぐりをして、求人情報をキャッチしたいと思っております。それから、求人情報をキャッチするだけではなくて、企業側も募集何名とか、仕事の中身は何という一般的なものではなくて、企業PR、どういう売りがある企業なのかという魅力を発信していく場をつくる中で働きかけていきたいと思っております。また、直接の案内は可能なのかというご質問ですけれども、区が企業と連携を果たす中で、可能なものは実現していきたいと思っております。

**委員** あと、こういうのをつくっていただくからには、いかに広報するか、皆さんに知らしめて利用していただけるかを考えていただければと思います。ありがとうございました。

**会長** ほかにいかがでしょうか。

**委員** 今の区内企業とのマッチングのイメージなんですけれども、労働市場と考えると、杉並に住んでいる人の就職先は区内に限らない。区を超えた労働市場になっていますよね。そういう中で区内企業をあっせんすることの意味は何かと考えると、広く外の労働市場まで働きに行けるタイプの人ではない、ある程度限られた人たちにとって大変重要な情報になるんじゃないか。この下にあるような就労阻害要因をいろいろ抱えて、小さい子どもさんがいるとか、そのほか対人関係にかなり障害があるような、そういう人たちを応援するという意味合いがかなり強いのではないかという気がするんですね。

そうすると、非常に能力の高い人たちをマッチングするシステムというよりは、もう少

し企業のほうにも若干社会的な意識を持って、時間も十分働けない、訓練も十分にされていない人たちにトレーニングの意味も含めて機会を提供してくれるという、まさに下のほうの記載の区がやっていることは多分そういうことになり近いと思うんですが、これから求人情報を開拓するというお話でしたが、そういう社会的な意識を持った企業を開拓するということが、区ならではのメリット、区がやることのメリットは、広くすべての求人情報を開拓するというよりは、私は福祉と結びつけた形を少し色濃く出しながらのほうがいいのではないかなと思います。

ただ、そうすると、今度は求人が偏ってしまって、非常に厳しいマーケットだけしかないということになるのは問題ではあるんですが、実際に労働市場圏を考えたときに、もっと広い労働市場圏の中のある一部であるということ、それから、区という基礎自治体の役割ということ強く考えると、ほかのところでもやっているようなことをなぜ区がやるかという特徴はそこにあるのではないかなと思うんですけれども、どうでしょうかね。

**会長** なかなか難しい論点ですけれども、何か事務局、ご意見はございますか。

**松沼副区長** いろいろ率直にお互いに話をしようというのがこの懇談会の趣旨でございますので、率直にお話しさせていただきます。所管のニュアンスと違ってしまったら訂正して欲しいんですけれども、この求人情報はやはり今 委員がおっしゃったようなことを相当意識しているはずなんです。職業あっせんになりますと、今の法体系の中でいくとハローワークができる。杉並区が直接職業あっせんはできない仕組みになっていると思うんです。

杉並区ができるとすると、区内企業でハローワークも十分つかみ切れていない、あるいはハローワークの手からこぼれてしまうところですから、そういう点で言うと、区内企業で特に福祉的なものを心がけているとか、あるいは零細企業で、杉並区内の求人情報がこれくらいあるんですよというところを開拓して、それをハローワークに提供して、職業あっせんをハローワークが行う。こういう仕組みでチャート図ができていると思うんです。

当初、就労支援センターをつくらうとしたときに、杉並としては現役世代、現役世代の中でも特に若者を中心にやっていきたいと思っていたんですが、そこはやっぱりハローワークの考え方から言えば、ある年齢層に特定するのではなくて、現役世代全般というか、もう少し広い年代で対応していく。あちらこちらにあるハローワークと基本的には同じような役割なんですよということですから、より一層、若者ですとか福祉的な就労を考えま

すと、そこに基礎自治体としての杉並区が何か頑張っただけではいけない、そういうものが出てくるのだろうと考えているんです。

**産業振興センター次長** 今、副区長が話されたように、区内企業の求人情報はまだ私も十分に把握してございませんので、これから企業めぐりをして情報をキャッチして、職業紹介ができるハローワークにつなげていきたいというのが一つです。

それから、委員からご質問の職業体験・実習ですけれども、実際に職業体験や実習に協力していただける企業は非常に限られるかなと思ってまして、区内企業との信頼関係、パートナーシップといいますか、そういった関係を築きながらお願いしていくしかないかなと思っております。私からは以上です。

**委員** 何となくわかったといいますか、私と同じようなイメージを多分持っておられるんだろうなと、お答えからはそういうことを酌み取ったつもりです。

**会長** では、ほかの委員の方で。

**委員** 前回参加していないので、議論が重複してしまったら大変申しわけないんですけども、今日いただいた資料を拝見してやっぱり気になったのは、今、委員がおっしゃられた福祉との連携と地元企業とのつながりという2点で、私も全く同意見です。

福祉とのつながりというところで大変気になっているのは、阻害要因の解消というところまでを区の各所管課が担って、阻害要因の解消に至った人を就労支援センターで受け入れるという仕分けになっていますが、実際に福祉の現場ですと、少しずつ社会参加をしながら現金収入を得るような、非正規でもいいんですけども、そういう形で参加をしながら次第に正規につなげていくという一連のつながりがあって、社会的な参加ができてくるという側面もあると思うんですね。

その辺の阻害要因が完全に解消されるまでは、ある種のステップが必要だと思うんですけども、この阻害要因の解消に至るまでのプロセスのところをどういうふうに就労につなげていくのかというあたりの手続きのところを非常に気になったところです。既に恐らく福祉事務所などでは生活保護の自立支援のプログラムの中で、就労支援のメニューでいろんな取り組みをされていると思うんですけども、そういうところとどういうふうに連携を図るのが気になったところです。

具体的にこういう阻害要因を抱えた方だけでも、採用できるかどうかということについては、生活保護者が非常に多い、例えば横浜市や大阪市などは、保護課のほうで独自

に外部の業者に委託をして、その保護者に対する独自の求人開拓を市が単独でやられています。そうすると、企業のほうもこの人は保護世帯の方だということをわかった上で雇ってみようというふうにしなから、通常のハローワークにおける雇用とは別枠で市が独自の開拓をしているという事例もございます。

そういったところを考えると、区内企業とのつながりということを考えるときに、せっかく顔の見える関係があるわけですから、そのあたりの理解を求めながら、どういうふうに雇用を開拓していくのかという視点が一つあっていいんじゃないかというのが気になったところです。

それからもう1点としては、杉並区の場合、ものづくり企業がたくさん立地しているという場所柄ではないので、区内企業をどのように探すのか、どういう種類の職種や業種があるのかということについては検討が必要だと思えます。例えば北九州市はものづくりの市ですけれども、そこでは市が企業に入って、各企業がどういう人を欲しいのかということを丹念に調査をかけて、具体的に必要な職業訓練のメニューを抽出した上で、それを職業訓練校に話を持って行って、プログラムを職業訓練校につくってもらう。それで、その訓練が終わった人を逆に採用するというチャンネルを基礎自治体からつくり出したりしているんですね。

杉並の場合はサービス業だと思えますけれども、区内企業のほうでどういう人が欲しいのかということ働きかけるとともに、そういうスキルを身につけるためのプログラムをどういうふうに考えられるのかという視点から、何か福祉や教育のほうのサービスにつなげる。そういうことがやれるのが基礎自治体の魅力なのかなと思いますので、そのあたりのつながりをどうしていくかという視点から何か考えてみるのが大切なのかなと思いました。

**会長** 大きく分けて2点だと思いますが。

**産業振興センター次長** まず、福祉との連携でございますけれども、確かに就労阻害要因がきれいさっぱり解消されて、元気な若者と同様に区の就労準備あるいはハローワークにつながるかという、そこは確かに厳しい場合もあろうかと思います。今考えているのは、よく中間的就労と言われますけれども、ボランティアであるとか、あるいはちょっとしたお手伝いであるとか、そういったメニューも設ける必要があろうと考えてございます。

それから、地元企業との連携ですけれども、求人情報をキャッチする中で、ただ単に人を求めているというだけではなくて、当然そこには求めている人はどのような人なのかという視点は入ろうかと思えます。私からは以上です。

**会長** 今、ネットワークの問題とか、要するに行ったり来たりということもあると思うんですね。また行ってみたけれども、だめだったとか、そういう意味では「しゃべり場」とか、いろんなものが用意されて、フォローできるということなんですけれども。きょうは協働の議論はいたしません、例えばすぎなみ地域大学とか、NPO支援のほうも、直接ここのかかわりではないのかもしれませんが、枝葉みたいなものはあってもいいのかなと思えますが、そういうのはどうなのでしょうね。どちらにお伺いすればいいかわかりませんが、NPOなどのほうにも行ける道というんですかね。

**協働推進課長** 今、協働の分野でも地域人材の育成が大きなテーマになっています。地域人材をどう捉えるかということになるかと思いますが、さっきおっしゃるようにボランティア、またNPO、その他活動団体、公益を目的とした法人とか、そういったところで活躍できるような人材育成にいずれはつながっていくような視点は必要かと考えております。

**会長** この間、どこかの市役所で聞いていたら、この間までNPOの職員だったという人が市の職員になって活躍して、協働推進課にいらっしゃいましたけれども、そういう多様なラインとか、行ったり来たりがあってもいいのかなとは思っています。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

**委員** 私は全く印象的なことしか述べられませんけれども、この課題について、話全体が非常に一般的に聞こえてくるので、杉並区に一体どういう特徴ある利用があるかをもう少し説明していただくとわかりやすくなるのかなと思いました。

福祉という話はどこでもあるんですけれども、例えば地元企業と言った場合、基本構想でもいろいろ議論しましたけれども、杉並区は大体住宅主体の区ですよ。大田区とかとは違うので、そういうことを掲げても余り機会もないんじゃないかと。そもそも杉並に住んでいる人たちにどれだけこのテーマについて需要があるのか、それがどこかで少し議論されていると、もう少しわかるのではないかと。

例えば資料6-7を見ていると、小学校でアントレプレナー教育とか、何かよくわからないような言葉が出てきていまして、それが就労支援のプログラムとして区レベルでぜひや

らなくてはいけないことなのかがちょっと伝わってこないかなという気がします。

**会長** その点について何かコメント、ご意見はございますか。

確かに小学校で「市場調査、商品開発、販売等」というのは、例えばどういうイメージなんでしょうかね。

**庶務課長** 6-7の小学校の起業家教育、これはいわゆるキャリア教育ということで、子どもたちが大きくなった際に職業観を持つように、小・中学校で行っているものです。

**委員** それを起業家教育と呼んでいるんですか。

**庶務課長** 学校によっては、例えば会社組織みたいに手ぬぐいを企画立案して販売をしたりする起業家教育みたいなものを行っているところもございます。

**会長** キッズニアでしたっけ、そういうようなイメージでしょうか。

**庶務課長** はい。手ぬぐいをつくったり、お弁当をつくったりというところもあります。一般的に学校は、地元のいろんな会社や商店にキャリア教育として一週間体験するという教育は全校でやっています。

**会長** 起業家教育というイメージがちょっとあれなんですかね。

**委員** キッズニアみたいなものということならわかりやすいし、小学生が興味を持つのは非常にいいことだと思うんですね。楽しみながらね。

**会長** ということですね。 **委員**、何かありますか。

**委員** 制度がよくわからないので教えていただきたいんですが、例えば就労支援に対して、杉並区と協定みたいなものを結んで受け入れる準備をしてくれる、または雇用情報を杉並区に提供してくれる会社に関して、入札で1点プラスするとか、そういう形での連携を強化していく方法がありそうな気がするんですが、そういうことがあり得るのかどうか。

それから、今回新しくでき上がる就労支援センターからハローワークに行くのかちょっとわからないんですけども、 **委員**がおっしゃったとおり、違うところ経由かも知れませんが、具体的に雇用者を受け入れてくれたときに、例えば3カ月間は杉並区が費用の一部を補てんする。今、国が持っている制度に上乘せまたは横出しするような形での雇用促進までを念頭に置いているのか、またはすでにそういう制度があるのかという点について教えていただきたいんですが。

**経理課長** まず1点目の入札に関することですが、工事の入札に関していわゆる

評価型の入札がございます。その場合には、委員のおっしゃる企業で募集といったような情報について、今は扱ってございませんが、加点という意味では、例えば杉並区と防災協定を結んでいるとか、そういったものに1点加算ということは行っておりますけれども、直接企業での募集についての加点については、現在は行ってございません。

**会長** 可能性としてはあり得るのでしょうか。

**経理課長** これは要綱の中でそういったものも今後もし……。

**会長** 定めればということですか。

**経理課長** 定めようということであれば、そういった方向で打ち出すことは可能だと思えます。

**産業振興センター次長** 2点目の企業に対するインセンティブをどうするかというご質問ですけれども、他市の話ですが、職業体験がなかなかうまくいかないのは、企業に対しても負担感が強いということも聞いておりますので、今後、企業の求人情報をキャッチしていく中でいろいろ検討していきたいと思っております。

**会長** 幾つかご意見、ご質問をいただきましたが、引き続きこのテーマについても議論していきますので、今日の議論も踏まえて、また皆様からも引き続きご意見をいただければと思います。

続きまして、「今後の財政運営のあり方」について意見交換に移りたいと思いますが、区側からのご説明をお願いしたいと思います。

**財政課長** 「今後の財政運営のあり方」について、資料に沿ってご説明申し上げますが、後半部分の基金の運用に関する部分につきましては会計課長から説明申し上げます。

それでは、資料5の課題シート、「今後の財政運営のあり方」をごらんください。

**会長** この赤いファイルのほうをごらんください。

**財政課長** まず、資料5の「課題の背景・課題とした理由」でございます。

の1でございますが、区財政を取り巻く経済状況は、リーマンショック以降の景気の低迷に加え、欧州の財政危機や東日本大震災の発生など不透明で厳しい経済動向の中、区の財政は極めて厳しい状況であり、今後もこうした状況が続くことが予想されているというのがまず第1点でございます。

2番目に、そうした中であって、区は区民の安全・安心を確保するための防災対策への取り組み、少子高齢化に対応した福祉施策の充実や将来に向けたまちづくりなど、基本構

想の実現に向けた取り組みを着実に実施するとともに、新たな行政需要に対応するためには、財政の健全性を保ちつつ、持続可能な財政運営を確保する必要があります。こうしたことから、新たに「杉並区総合計画」において以下の五つのルールを定めたところでございます。

1番目が、経常収支比率について80%以内を目指すというもの。二つ目が、歳入歳出の決算剰余金が生じた場合に、当該剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立て、今後の行政需要や災害対策に活用していくというもの。3番目が、金利動向等を見据え、繰上償還を行い、公債費の軽減に努めていくというもの。4番目が、基金と区債をバランスよく活用して、必要なサービスを持続的に提供していくというもの。5番目が、区債は原則として赤字区債を発行せず、建設債の発行に当たっては、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して発行するというものでございます。

こうした財政運営のルールを踏まえまして、持続可能な財政運営の仕組みを早急に構築する必要があるというのがこの課題でございます。また、そのためには、年度間の財政調整と災害時の行政需要を備える機能を有する財政調整基金の運用と取り崩しのあり方が課題になってくると考えているところでございます。

また、4番目に記載しておりますが、区議会からは、「財政調整基金について、一定額を超えた部分については、大規模災害などのいざという時以外は処分しない（取り崩さない）ことを前提に資金運用を行っていったらどうか。」という提案も出されている状況でございます。

こうした中での区の考え方・方向性でございますが、10月以降に本格化します平成25年度予算の編成作業に向けて、次の考え方に基づいた財政調整基金の運用の仕組みを構築していきたいと考えております。

1番目が、上記2、(2)のルール、先ほど申し上げました剰余金の2分の1以上を財調基金に積み立てるというルールでございますが、この財政調整基金が本来有する機能である、災害対応など将来の行政需要に備えるための機能としてより明確化していきたいということでございます。

2番目が、基金の運用については、これまでと同様に他の積立基金と合わせた基金総合、基金全体で運用していくことを基本としていくものでございます。この二つが区の大きな方向性でございます。

添付資料については後ほどご説明いたします。

その他の特記事項でございますが、区といたしましては、今年度から次代を担う子ども・青少年の国内外の交流やスポーツ、文化・芸術等の事業への参加を支援することにより、次世代の健やかな成長を図ることを目的として、平成24年4月に「次世代育成基金」を創設してございます。創設時の基金の総額は、3月末日までの減税基金の運用益を積み立て、今後は基金創設の趣旨や基金の目的を広くPRすることによって、区民や区内事業者等から寄附を募っていくこととしておりますが、あわせて継続性と安定性を確保するために、財政調整基金の中長期的な運用益の一部を次世代育成基金に積み立てていくこともあわせて検討課題となっているところでございます。

続きまして、資料5-1以下の添付資料でございます。

資料5-1でございますが、「区の主な財政指標の推移」でございます。1番目が経常収支比率の推移でございます。市では80%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあるとされているものでございますが、平成13年から22年の杉並区と23区平均の数値が記載されてございます。最近のところでは、20年度が79.1、21年度が83.0、22年度が84.0と若干右肩上がりに上がってきております。23年度は現在推計を出しているところでございますけれども、若干改善される見込みとなっているところでございます。

2番目が公債費比率の推移でございます。一般的には10%を超えないことが望ましい水準でございますが、平成13年度から22年度にかけておおむね右肩に下がってきております。23区の平均と杉並区の数値をそれぞれあわせて記載したものでございます。

裏面の3が基金残高の推移でございます。平成13年から23年度までの基金残高の推移でございます。

4番目が区債残高の推移で、平成13年度から23年度まででございます。

23区の中での状況でございますが、基金の残高につきましては少ないほうから6番目の位置、起債につきましては、こちら少ないほうから5番目という形でございますが、この間、基金を必要なところを積み立てると同時に、区債を減らしてきたという経過がこの中の数値としてあらわれているところでございます。

続きまして、資料5-2で、区の歳入、歳出の状況でございます。

まず、歳入の一般財源の表でございます。こちら13年度から24年度までという形でございます。一般財源につきましては、おおむね総額1,000億程度で推移してきているとこ

るでございますが、主なものとしましては特別区税、区民税やたばこ税から成るものと、特別区財政調整交付金、その他交付金という形で構成されているものでございます。

特別区財政調整交付金と申しますのは、都区制度という財調制度の中で、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図るために、都が課税徴収しております固定資産税、区民税の法人分、特別土地保有税の三つの税を一定割合で交付金として各区に交付しているものでございます。

次に、裏面に移りまして、歳出でございます。こちらは歳出全体をあらわしているもので、平成13年度から24年度までのものでございます。主な構成としましては、職員人件費、扶助費、公債費、投資事業で区分してそれぞれ記載しているところでございます。また、下の部分については扶助費の大きな形のものになりますが、生活保護と保育に係る経費について、この間の推移をあらわした表でございます。

私からは以上でございます。

**会計課長** 会計課長から、資料5-3以降をご説明いたします。

5-3は、平成16年度以降の積立基金の運用状況でございます。上の折れ線グラフが年平均利回りを示すものでございます。23年度は、見込み数値で、年平均0.8%でございます。下のグラフが運用収益でございます。先ほど5-1にありましたように、平成20年当時は503億円ほど積立基金がございましたけれども、基金残高の縮小、金利の低下等によって、運用収益、運用利回りともに平成20年度をピークに低下傾向にございます。

続きまして、5-4をごらんください。

5-4には、24年度の杉並区の資金管理方針と資金管理計画を添付してございます。

杉並区の資金管理方針は、2の「資金管理の基本原則」をごらんください。

「資金管理の基本的視点」としましては、まずは税金が原資になってございますので、元本を確実に保全するということが、安全性を確保する。それから、支払準備金がショートしないように流動性を確保する。あわせて、運用の収益性に配慮して、効率性の確保に努めるということでございます。安全性、流動性というのは連携しているものですが、効率性というものはこれらとトレードオフの関係にございますが、こういうものをうまく組み合わせたポートフォリオをつくっていくことを目指してございます。

「保管・運用の原則」でございますけれども、流動性が要求される支払準備金は決済性預金での運用を中心といたしまして、余裕資金につきましては債券や適正預金等での運用

を行うということでございます。

続きまして、3ページ目をごらんいただきたいのですが、(5)の「分散運用」で、特定の金融機関や商品に集中しないように分散して運用していくことと、満期日や償還日を分散して運用し、流動性を確保することとしております。

あとは4番で、デフォルトしない金融機関の選択に当たっては、自己資本比率や不良債権比率、格付け等に基づいて選択していくということを記載してございます。

5番、「資金管理を行うための体制」でございますが、杉並区は資金管理委員会というのは置いてございません。基金管理監という非常勤の顧問に支援や助言をお願いしているところでございます。現在は日本銀行の派遣局長の経歴を持つ方が顧問でございます。

次に、「平成24年度資金管理計画」ですが、3からごらんいただきたいと存じます。

積立基金でございます。現在、積立基金は9件でございます。これらの基金は各条例で設置されてございます。先ほど財政課長からもありましたが、基金は総体で運用してございます。余裕資金の部分については債券や定期性預金で運用しておりまして、繰り返しになりますけれども、支払準備金のようなものについては流動性預金で運用してございます。

23年度末の積立基金の残高は341億でございましたが、いろいろ今年度も取り崩しが予定されてございまして、24年度末での基金残高は276億円程度と予定しております。下のほうの表でございまして、この中にある介護従事者処遇改善基金というのは21年度から23年度までの時限的な基金でございまして、これは23年度をもって廃止されてございます。

(2)の「資金運用計画」は積立基金の運用計画でございまして、今年度満期になる分は66億円でございますけれども、財政部門と緊密に連携をとりながら再投資の計画をつくっていくというところでございます。また、債券については、現在、公共債のみの運用になってございます。預金については、定期性預金は2年までとしてございますけれども、今年度は特に流動性の確保のために預金の比率を40%から50%に高めてございます。

4番は、「債権及び預金の選択基準」でございます。

続きまして、資料5-5をごらんください。

ここには、港区の公金管理運用計画を参考に添付しております。裏面をごらんください。

積立基金でございますけれども、3の(2)の下のほうに、債券による運用については、財政調整基金において基金残高の2分の1を限度とし、国債、政府保証債、地方債及び地方債

に準ずる債券により、運用期間は5年程度として運用していくと記載してございます。港区は、いわゆる2階建ての運用をしております、参考につけさせていただきました。

今、港区のように基金ごとにそれぞれ運用している区は大変珍しい区でございますし、また、港区のように1,000億円を超える積立基金を持っている区は、今23区中2区しかございません。港区と足立区でございます。杉並区と大きく運用環境が違うということを申し上げて、私の説明は以上とさせていただきます。

**会長** ありがとうございます。

この財政の議論が今日は最初ということでありまして、基本構想でも持続可能な行財政運営と言ってきておりまして、それについて委員の皆様からご意見をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

**委員** 最初の資料5の財政調整基金が災害対応ということで、これは非常時、実際に災害が起きたときと2種類に何か対応を分けてやっておられるのかどうかという話をお聞きしたいんですが。

**財政課長** 財政調整基金の中ということですか。

**委員** 先ほどの説明で、私の聞き違いでなければ、財政調整基金を崩すのは災害対応という話があったと思うんですが。

**財政課長** 財政調整基金は、もともとは年度間の税収や財源のばらつきを平準化するためにあるのですが、同時に災害などが起きた場合には、取り崩して充てる機能を持っているので、その部分をもう少し明確化していく必要があるのではないかというのが今回の課題の一つでございます。

**委員** そうしますと、3・11以降、杉並区で特にこの関係で何かやっておられるんですか。

**財政課長** 今回の基本構想を見直していく中で、3・11の経験を踏まえまして、今回の総合計画、実行計画の中で災害対策を充実するという事で、前の計画のときに比べて約30億ほど大きな形で投資をして、対策に取り組んでいくという形をとっています。それは、一般会計の中から毎年度ごとに出して行って、一般会計に足りない部分について、必要な場合に財政調整基金からも取り崩す場合があるということでございます。

**会計課長** ちょっと補足でございますが、1ページ目の四角の中の(2)でございます。剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立て、今後の行政需要や災害対策に活用すると

いう新しいルールを総合計画の中で明確にしたというところがございます。

**委員** ちょっと先の話になるのかもわからないんですが、10年ビジョンということで基本構想が10年間あって、かなり長期になるんですけども、これの資金計画とか予算はつくられているわけですかね。

**財政課長** 具体的な財政計画につきましては、実行計画の部分の平成24年度から26年度についてまずはしっかりと定めた上で、長期的な部分についても、人口の推計等を含めてある程度は見ているということでございます。具体的には、24年度から26年度の3カ年を中心にしっかりとした財政計画のフレームをつくったということでございます。

**委員** わかりました。

**会長** ほかの委員の方、いかがでしょうか。

**委員** 意見というよりも質問なんですけれども、今年度を見ますと、財政調整基金の中で施設整備関連の基金が今どんどん取り崩されていて、今年度も31億程度取り崩すということになっているんですけれども、基金の需要ですね。今後、どのあたりのところでこの調整を図っていくことを考えているのかがよくわからないまま、最初のところで災害対策ということが特化されてしまっているのも、全体の基金のイメージをもう少しわかるように教えていただけないでしょうか。

**会計課長** 委員のご質問は、管理計画の3のところかと思えますけれども、施設整備基金というのは財政調整基金とは別に積み立ててございます。杉並区も資産更新問題は大きな課題でございまして、これからの30年で大体2,766億円ぐらいの金額ということになってございます。ただし、施設の更新は、どういうものがいつ更新されるのかはある程度絞れるものですから、短中期的にこれは絞れるかなと思ってございます。

財政調整基金につきましても2分の1ずつ積み立てるという大きなルールを今回設けるわけでございますけれども、今の金利状況といえますか、経済状況で、これが無制限に積み立てていけるとは思ってございませんで、逆に大変厳しい状況かと認識しているところがございます。

**委員** そうしますと、この施設整備基金についてはかなり縮小傾向にあるわけですが、それについては別途対応を考えると、財政調整基金についてはこのような形で一定程度、災害時のために積んでおくということで、全体としての基金の運用上は全く問題がないというふうに理解してよろしいですか。

**会計課長** 問題がないと言いますか、杉並区のやり方としては、港区のようにそれぞれの基金にそれぞれの国債とかを貼るのではなくて、ただでさえパイが小さくなってまいりますので、積立基金総体で運用していこうと。その中ですぐにでも支払わなければならないものにつきましては流動性の預金で対応する。余裕資金の部分については、すぐに取り崩さなくてもいいような定期性の預金とか公共債で運用していくという考えでございます。

**政策経営部長** ちょっと補足をさせていただきます。

基金全体の考え方は、財政運営とも関係するんですが、これまでの財政運営といいますのは、できるだけ起債を償還しながら、そして起債も発行しないということで財政運営の自由度を高めていくといいますが、スリム化をしてきたと。そういう中で、特に基金について申し上げますと、施設整備基金を投資事業などでは活用して、起債をできるだけ発行しないということで、建設債などについても発行しないということで運営をしてまいりました。次世代への配慮というものもありましたけれども。そうした形でこの起債残高の推移をごらんになっていただきますと、施設整備基金の残高が減っているということはございます。

この後のテーマでご議論していただきたいと思っておりますけれども、今ちょっと話をいたしました今後の施設の改築需要がある程度のボリュームで出てくるということもございますので、施設整備基金全体としてはやはり必要な量、財調基金についてはこのルールをもって積み立てていくということではありますが、それは別に施設整備基金をないがしろにするということではありませんで、やはり基金全体として必要な量の確保、基金残高の確保は今後も引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

**会長** 委員、いかがでしょうか。

**委員** ちょっとお伺いしたいのは、仮に100年に1度の災害があるとした場合に、30億積み立てると3,000億になるという計算になると思うんですが、その金額を必要なほど杉並区は再建に必要なインフラをお持ちという認識なんですか。つまり、確かに積んでいくこともすごくプラスで、理解はしているんですが、自分たちが幾らぐらい必要だからそれを積み立てようという意識があるのか、とりあえず積んでおけという形なのかという点について教えていただきたいんですけれども。

**政策経営部長** これは難しいんですけれども、少なくとも昨年の3・11で、区政を取り

巻く環境や区財政の運用の考え方が大きく変わったと思っております。やはり、あの震災を経験いたしますと、それを教訓として区としてもまず何よりも足元で震災対策、災害対策、ひいては区民の安全・安心を最優先でまず確保していこうということで、これに重点的に取り組んでいくということで基本構想ができて、総合計画、実行計画をつくりました。

総合計画でも、まず第1の目標に区民の安全・安心を確保するというで、ここに可能な限り区財政を投入してインフラを整備することも含めて、ソフト・ハード両部門でできるだけのことをやっていくというふうになりましたので、財政が許す限りといいますか、そういった形で、インフラ整備を含めて安全・安心の確保に取り組んでいきたいということでございます。

**委員** そのときに多分ご議論があったと思うんですけども、基金というのはお金を積み立てる形になるんですが、有事に備えて防災のためのインフラの強化というお金の使い方が当然議論の対象のもう一つの選択肢だと思うんですが、そこで現物を厚くするのはなくて、現金としてストックをするからには、今の強化ではなくて、将来に備えて現金を持つということの意味のご議論はあったのでしょうか。

**政策経営部長** 当然そういう議論もございました。一つは足元での喫緊の課題、緊急の課題として、まず投資をしてインフラ、ソフト・ハード両面、整備していかなければいけないということもございましたし、もう一つは将来のために災害の予防対策、あるいは災害が起きた場合の対策とか、それについて一定程度の基金、財政のダムと言っていますけれども、そういったものもやっぱり必要だということで、その役割として財政調整基金があります。財政調整基金にも一定程度の割合で、そういった形で将来のために積み立てていくという考え方で、両方認識してございます。

**委員** 関心を持ったのは生活保護費で、ほかのところと比べればかなり割合は小さい区ではないかなと思うんですけども、保護費の右肩上がりについてどんなふうに分析されているのか。多分、現役世代の福祉ということと非常に関係があるのがこの生活保護費の右肩上がり傾向ではないかと思いますが、この辺はどのように分析されているのか、わかったら教えてください。

**杉並福祉事務所長** 生活保護費の右肩上がりの状況については、まず第1に少子高齢化社会の進行ということで、現在、杉並区でも高齢者世帯が45%ぐらいになっております。

これは今後も比率的にはふえるだろうと思っております。

そのほかにこの間の経済情勢、雇用の悪化ということで、その他世帯と言われております特に阻害要因がないといいますが、稼働年齢層と言われていたような方々が非常にふえています。これは就職が悪化していることのほかに、派遣切りだとかいろいろなことがありましたけれども、そういったことが影響しているかなと思っております。現状ですと、まだこの傾向は若干続くのではないかなと思っております。

**委員** 国全体の傾向と同じお話をされたんですが、区独特の、例えば国に比べると高齢化比率は少し遅いとか、若年層のほうの比率、稼働年齢層の比率が若干高いとか、そういうことはあるんでしょうか。

**杉並福祉事務所長** 世帯構成はほぼ同じなんですが、国全体に比べますと、母子世帯などが若干低い傾向がございます。あとは大体同じような感じかなと思っております。ただ、大都市のほうはやはり若年層が増えているということは否めない事実だと思っております。

**委員** 非常に基本的なところを伺います。資料5の最初のところで、総合計画10年プランで五つのルールを定めたというところの2点目で、決算剰余金が生じた場合には財調基金を積み立てるということですが、これは結局、決算ベースの話だと思うんですが、当初の予算の段階で基金の規模を大体どのぐらいにするかというところの決め方のルールはお持ちですか。

**財政課長** 年度の予算につきましては財政計画でそれぞれ決めているわけですが、今年度からこのルールがスタートしますので、これで積み立てたものを基本として年度当初の財政計画、来年度予算の財政計画に反映されていくということでございます。

**委員** そうしますと、結局、決算の段階で剰余金が出た場合にのみ、その部分を財調基金に積み立てるルールになったという理解でよろしいんですか。

**財政課長** ここの部分につきましては、決算のときの剰余金をするというのがこの(2)のルールでございます。

**委員** それ以外にも、どのぐらいの規模で基金を積むかということに関する別立てのルールというもお持ちだという理解でいいですか。

**政策経営部長** 当初の予算の編成時に財政調整基金ですとか、他の基金をどのぐらいにするかというのはございません。当初予算の場合には、あくまでも基金に入れるのは

運用益で、それだけは当初に計上してはいますが、その後の財政運営、財政状況を見て、決算剰余金が出た場合にはこのルールで積み立てていくという形でやっております。

**松沼副区長** 当該剰余金の2分の1以上を財政調整基金にと書いてございますけれども、地方財政法でも剰余金の2分の1は借金の返済とか、そういうときに使いなさいよという趣旨の条文があったかと思うんです。これについては、こういう考え方を言ったときに、区議会でも、「同じではないか」というご意見もあったんですが、2分の1以上を財政調整基金に積むこととあわせて、金利の高低によって前倒して返済する、繰上償還をやっていくという部分もございます。

それから、決算をしたときに、1年間の剰余金とは別に、途中で 途中で剰余金というのはちょっとおかしいんですけども、前年度の繰越金の部分、あるいは財政調整基金で当初見込んでいたものよりもその年度によって多かったときもございまして、そういう場合でも財政調整基金に積み立てるということもやっております、トータルで言うと、2分の1以上は今までも積んできたという経過はございます。

ただ、決算剰余金について、2分の1以上を財政調整基金に積もうということは、先ほど2階建ての基金運用という話も出ておりましたが、災害は一つの例だと思っておりますが、財政のダムと申しますか、いざというときに取り崩しができるようなダムとしてプールをする預金が必要ではないかと。では、残りの部分は年度間の調整で、言ってみれば出し入れが比較的多い基金ということができないのかなと。ただ、そのためにはある程度のボリュームがないと、2分の1とか、2分の1以上とか言っても、いわゆる定期預金と普通預金の額が少なければ余り意味がないので、そのためにはやはり行政改革あるいは行財政改革で効率性を高める中で、基金の原資となるものを生み出していかなくてはいけないのではないかと。そういったことから、こういうルール化をしていこうということになっています。

今、 委員がおっしゃった予算編成のときのやり方なんですけれども、今までもいろいろ考えてきたんですが、結局はこの予算編成をするときにどれだけ足りないのかというところから、今年はいくら基金を投入しようというふうになってきているのが現実で、なかなか計画的にいかないなというのを毎年反省しながらやっているところでございます。

**会長** ありがとうございます。

きょうも課題がめじろ押しで、いろいろご意見やご質問をいただきましたが、次回もこのテーマを議論してまいりますので、それまでに何かございましたら、また、質問等を踏

まえて行政側も何かございましたらと思います。

次に、今日、初めて議論するテーマになりますが、「区立施設の再編・整備」、資料もたくさんありますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**企画課長** それでは私のほうから、ご説明をさせていただきます。

前回配付した資料と合わせますと、資料が7種類に及びますので、なるべく簡潔にご説明をしたいと思います。

まず、前回お配りした資料8、課題シート「区立施設の再編・整備」をごらんいただきたいと存じます。

1の「課題の背景・課題とした理由」、全部で6点書いてございますけれども、中でも3から5がこの中でのエキス、また、前回お配りをした冊子、資料8-1の「施設白書」にも書かれている内容ですので、ここではその3点についてご説明をさせていただきます。

まず、3番目ですけれども、平成20年度末で建物約81万㎡の582施設を保有してございます。ここで対象にしています施設は、借り上げ施設も含む、区が維持管理経費を何らかの形で負担しているすべての施設でございます。

4番で、今後、一般施設では平成27年ごろ、小中学校では平成22年ごろから築50年を迎える施設が増加いたします。一般施設とは、学校施設以外の施設ということでございます。今後20年間で、一般施設で約10万㎡、小中学校で約31万㎡が築50年を迎えます。

このため、5番にございますけれども、今後30年間、現在ある施設を統廃合や規模縮小を行わずに更新したとすれば、30年間の改築・改修経費として、推計で約2,766億2,000万円の経費が必要となり、何らかの施設再編・整備の取り組みが必要だと考えてございます。

ちょっと順不同になりますが、本日お配りした資料の中で一番厚い資料、資料8-5、一番上にA4の総括表がついている「施設別データ一覧」をごらんいただきたいと存じます。

総括表の1番に、「施設種別について（全414施設）」と記載してございますけれども、先ほどご説明した582施設というのは借り上げ施設も含む施設ですが、ここでお示した施設は、原則として区内にある、区の公有財産である施設でございます。ただ、条例設置の公の施設については借り上げ施設も一部掲載してございます。例えば中に高齢者住宅みどりの里というのが出てまいります。これは基本的に借り上げ施設ですが、条例で設置をしている公の施設ですので、この対象に含めております。その結果、種別ごとにAからJまで414施設になってございます。

次に、総括表を1枚めくっていただくと、個別表のかがみ、施設別データ一覧のかがみがあります。A3の資料をごらんいただきたいと思います。

施設種別につきましては、今申し上げた10種類です。そして、右側の「施設配置の考え方」をごらんいただきたいと思います。本区では、地域、地区、広域という三つの大きな考え方に基づいて施設を整備しております。

まず、地域というのは、通勤・通学、買い物など日常の行動圏域として、交通体系から見て駅勢圏を中心に定める七つの地域でございます。この七つの地域をベースに配置している施設が地域的施設という施設でございます。

それから、地区というのはそのもとにございまして、こちらは地域を構成する単位として、児童の通学等の流動区域を基準に、計画幹線道路の完成による分断がないように調整した46の地区でございます。

この地区を単位に必要な数を算定し、整備している施設がその下に記載している近隣施設というものでございます。

そのほかに、区全体を単位として必要数を算定し、整備している施設が広域的施設で、この三つの区分に沿って施設を整備してございます。これは、昭和45年5月に策定した杉並区長期行財政計画の中で打ち出した考え方でございます。

1枚おめくりいただきますと、以下、施設種別ごとの個表になっております。全部は説明できませんので、1枚目、Aの集会施設を例にして簡単にご説明をいたしますと、施設名称のほか、築年数、設置の基準　今申し上げた地域施設のほか、地区施設なのか、広域施設なのかという設置の基準。それから、運営形態、これについては直営以外のものについては赤字で記載しております。それから、併設施設の有無、そのほかコスト状況、利用状況などを記載してございます。これが種別ごとに、以下14ページまでございます。なお、築年数が40年を超える施設については、築年のところに青い網かけをしてございます。

続きまして、関連する資料の8-4の地図をごらんいただきたいと思います。

この地図は、今ご説明した施設一覧に記載をした施設のうち主なものの設置状況を視覚的に捉えていただくために、七つの地域ごとに地図上に記載したものでございます。

1枚目のAの集会施設につきましては青い丸、地域区民センター、先ほど地域施設とご説明しましたものですが、これが七つのエリアごとに一つ丸があることがご確認いただきたいと思います。なお、保育園、学童クラブにつきましては関連がございませんので、民間の

施設についても地図上に記載しております。

再び、先ほどごらんいただいた資料8-5の総括表にお戻りください。先ほど「施設別データ一覧（総括表）」の1番のところとA3の表紙と個表のAをごらんいただきましたけれども、今度は総括表の2番の「主な施設の一覧」について、順番に施設ごとの状況や課題等について若干ご説明をさせていただきます。

まず、A、区民センター等の集会施設でございますが、ごらんのとおり、いずれも利用率が60%台とそれほど高くございません。個表を見ていただくと、区民会議室、区民会館などの中には利用率が30～40%の施設もあるという状況でございます。なお、集会ができる施設はこの4施設以外にも児童館の夜間の目的外利用などがございます。4施設の平米当たりのコストは、かなり違いがございます。これは区民センター、区民集会所が業務委託、区民会議室は無人管理、区民会館は直営という運営形態の違いによるものでございます。

続いて、Bのゆうゆう館でございますが、60歳以上の区民の方に、いきがい、学び、交流、また健康づくりの場としてご利用いただいている施設でございます。特徴といたしましては、全32施設ございますが、そのうちの29施設が保育園、児童館、または集会施設等との併設になっているということがございます。

また、施設の運営につきましては、NPO法人等に委託をしております、運営団体の主催による各種いきがいづくりなどの講座が行われており、前回お配りをした資料7-7をごらんいただければよろしいかと存じます。

ゆうゆう館は、利用率が他の施設に比べて若干低くなっております。これは、利用団体が貸出室を利用した割合に限っております、これ以外に談話室等のオープンスペースを個人で利用している方、また、今ご案内申し上げた各種講座に参加をしている方がございます。こうした利用者を合計いたしますと、23年度で年間約42万人になりまして、1館当たりの1日の利用者数に換算をいたしますと、約40人ということになります。

続いて、Dの保育園、幼稚園等でございます。保育園は44園ございますけれども、単施設は13で、残りの31園は児童館やゆうゆう館などとの併設施設になってございます。他区ではかなり民営化が進んでいる区もございますけれども、本区においては44園中40園が直営による運営となっております。

それから、3番目にあります子供園といえますのは、保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れて、教育と保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設のことでございます。

本区では区立幼稚園を段階的に子供園に転換しておりまして、区立幼稚園の残り2園につきましても今後転換の予定でございます。

続いて、Eの児童館、学童クラブでございます。児童館は41館ございますけれども、23館は保育園、ゆうゆう館等との併設になってございます。年間の利用者数が2万人強ですが、1日あたりに換算しますと、1館当たり約70人弱という規模になります。児童館41館のうち39館には児童館の中に学童クラブが設置されております。それ以外に、需要との見合い等で学校内に11の学童クラブを設置しております。

この41館体制になったのは平成3年で、この41という数は23区の中でも3番目に多い数でございます。この41館体制になった平成3年と23年直近を比較しますと、学童クラブ利用者を除く小中学生の年間利用者は率にして13.4%、数にして約4万5,000人減っております。これは、ちょうどこの間の区の0～14歳の人口が約15%減っておりますので、それがほぼダイレクトに反映された形になっております。

一方で、0～3歳の乳幼児親子を対象にした事業を平成13年度から始めたこともございまして、乳幼児親子の利用と保育需要との連動で学童クラブの利用者数は大幅にふえている現状がございます。

続いて、Fの図書館でございますけれども、地域施設として各地域に2館ずつ整備する14館構想をもとに整備してきております。今、13館まで整備を終えまして、残り高円寺地域に最後の1館を整備する計画がございます。このような形でかなり施設数も充実しておりますので、蔵書数は23区の中でも最も多い水準になってございます。

なお、冒頭ご説明した地域区民センターの中にも、高井戸、阿佐谷、永福のセンターについては、規模は小さいものの、図書室もございます。

それから、Gの運動場、体育館でございます。運動場の平米当たりコストが体育館に比べてかなり高くなっておりますが、運動場の中には公園用地の中にあるものがございまして、この場合、公園部分も平米数にカウントし、また、運動場部分を含む公園全体の維持管理を行っている人件費も所要経費として計上しているために差が生じております。

次に、Hの住宅関係でございますが、この中で区営住宅と高齢者住宅と申しますのは低所得者向け、真ん中の区民住宅については中堅所得者・ファミリー世帯向けの住宅でございます。同じ低所得者向けの住宅でありながら、高齢者住宅の平米当たりコストが区営住宅に比べて高くなっておりますが、高齢者住宅につきましては借り上げ施設のために賃借

料がかかっていること、それから生活協力員を配置して、生活相談や安否確認などの入居者サービスを行っていることによるものです。

それから、最後、Iの自転車駐車場でございます。自転車駐車場につきましては、平均コストのその他のところが空白になってございますが、これは利用率を何人の人が利用しているかではなくて、駐車可能台数に対して何台とまっているかという稼働率で算出をしているため、利用者1人当たりのコストは算出できないためブランクになっております。

以上、主な施設の特徴をご説明させていただきました。

続きまして、資料8-6をごらんいただきたいと存じます。

本日お配りしたA4の1枚の資料でございますが、先ほど施設別一覧で築年数を記載し、築40年以上のものに網かけをしておりますという説明をいたしました。築40年以上、網かけがかかっている施設のうち、大・中規模施設について抽出したものがこの資料でございます。

なお、本庁舎については施設一覧の個表のほうでは20年～23年という記載になっておりますが、本庁舎の東棟は、最初に改築したのが昭和38年で、そこからカウントしますと49年になりますので、こちらに載せております。区役所を中心とする南阿佐ヶ谷地域につきましては、ほかにも7番の商工会館ですとか、区の施設ではなく、さらに40年経過していないことから、ここには記載してございませんが、駅前に東電からの借り上げ施設で設置をしている阿佐谷地域区民センターなども、今後老朽化のために更新が必要な施設と認識してございます。

続いて、資料8-3、「主な施設の設置状況：他区との比較」、をごらんください。

この資料は、他の特別区の中で人口規模が杉並と近い板橋、江東、江戸川と主な基幹的施設の数について比較した表でございます。先ほども申し上げたように、児童館については他の同じような人口規模の区と比べても多いということ。ゆうゆう館についても、施設の設置の考え方が若干違うので単純には比較できないところがございまして、高齢者向けの交流の場などの施設としては多いということ。図書館についても、先ほど14館構想と申し上げましたが、他の区につきましては、この12、11、12というのが計画上完結した数ということですので、これもやはり他区に比べて多いことが見てとれるかと思えます。

最後に、このようなことを踏まえて、区として現時点でどのようなことを施設再編・整備で考えているかということについて、資料8の課題シートの2番に戻っていただいて、ご

説明をして終わりたいと思います。

資料8の課題シートの大きな 番目、「現時点での区の考え方・方向性」でございます。

これまでの地域・地区、7、46という施設配置の考え方につきましては、昭和45年からこれに基づいて脈々と施設整備をしてまいりましたので、時代の変化に応じた施設の再編・整備の考え方については検討したいと思っておりますけれども、これを完全に御破算にするという考えには立っていないということが1番でございます。

それから、学校の統廃合については別に教育委員会で議論をしてございますので、対象から除き、さらに公園、道路、橋梁といった生活インフラについては対象外としたいと思っております。ただ、老朽化した学校の更新や、学校の跡地活用をどうするかということは議論の対象にしていきたいと考えてございます。

施設の更新に当たっては、次の6点についてゼロベースで検討していきたいと考えてございます。

1番目が、その施設は将来に向けて引き続き必要か。また、必要だとしても、今あるすべての機能が必要か。2番目といたしまして、施設で提供しているサービスは、その施設がなければ提供できないものなのか、3番目として、国や都との連携も含めて、他の施設との合築による効率化やサービス向上の可能性はないか。4番目、それ以外にも区民の利便性やサービスの向上、地域の活性化を図る余地はないか。5番目として、民間活力の導入等により、維持管理経費の削減を図る余地はないか。最後、6番目ですが、防災機能とバリアフリーによる安全・安心、省エネと緑化による環境に配慮した施設づくりを一層推進する余地はないかということでございます。

次に、大きな4番でございますけれども、今申し上げた検討に当たっては、次の各項目を踏まえて判断をしていきたいと考えてございます。一つ目は、区の将来人口予測、二つ目が維持管理コストと施設の設置効果、三つ目が都や国の施設も含む近隣施設の状況、四つ目が利用者数、利用率などの利用状況、五つ目がその施設の利用者のご意向、六つ目が施設利用者に限らない幅広い区民のご意向ということでございます。

それから、大きな5番目として、計画的な再編・整備の推進によって財政負担の軽減・平準化を図っていきたいということです。

6番目として、施設の廃止・移転後の跡地については、売却も視野に入れて有効活用の検討を行ってまいりたいと思っております。

7番目、計画の策定から実行まで、区民の理解を得ながら進めていきたいと考えてございます。

最後、8番目になりますが、老朽化・耐震性等により更新の緊急性が高い施設につきましては、全体計画の策定と並行して、今申し上げたような考え方を踏まえて個別に再編・整備の検討を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

**会長** このテーマもなかなか難しいテーマだと思いますけれども、今日、初めて議論する資料もたくさん出ておりますので、今日どこまで議論できるかということはございますが、20分程度ご意見を伺っていききたいと思います。

このテーマは、委員からちょっと口火を切っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**委員** ちょっと簡単な質問を一つだけ。区外施設というのはあるんですか。区以外に、例えばほかの区ですと、箱根に区民が利用する施設があるとか、そういう例です。港区なんかはいっぱい持っていますけれども、杉並区はそういう施設はあるんですか。

**企画課長** ございます。直営ではありませんが、区が民営化した施設があります。

**委員** あるのだと思いますので、それも挙げなければいけないのと。それから、行政施設的に考えると何か安定的に考えるんですけれども、数年前に財務省の国有資産有効活用有識者会議を5年くらいやったんですけれども、やっぱり今の時代、一たん価格に換算して、取りかえるにしても何にしても、それが全部ベースになるんです。ハードウェアでは、区が一番持っているのは小学校、中学校、学校が一番多いんですね。それをお金に換算する議論もやっておかないと、現状の行政サービス面だけで保守的に考えてしまうと、なかなか荒療治ができないんですね。荒療治する必要があるかないかももちろん重要なポイントですけどもね。

大体みんな老朽化してきて、放っておくと、例えば40年で2,800億という、数字として大きいのか小さいのかなかなか判断は難しいんですけれども、細々なことをしていたのでは何の解決もできないわけですから、やっぱり大方針をどう考えるか。つまり、今後40年で2,800億をどういう形で対応できるのか、そういうダイナミックな議論にしないと、何となく待っているような形になってしまわないかなというのが一つ私の印象ですね。

**会長** このことについて、何か行政側からコメントはありますか。

**企画課長** 確かにダイナミックな議論は非常に必要だと思います。この検討をするに

当たって、テレビなどでも取り上げられた神奈川県の秦野市に視察に行ったんですけども、秦野市では総量規制で、施設の床面積を31万㎡だったかと思いますが、それ以上増やさない。新しく施設をつくったら、その分以上を減らすというような大方針を出しております。

ただ、一方で、やはり計画性を持って、地域施設、地区施設の整備を進めてまいりましたので、当然、地域の方々のその施設に対する思いもございまして、その辺はダイナミックさは追求しつつも、丁寧な説明はしていかなければいけないと思っております。

**会長** そうですね。住民の皆さんの合意を得ながらということも、とても難しいテーマだと思います。

**委員** 先ほどちょっと会計課長にお聞きしたんですけども、今の2,800億は、これで30年で、それだけで一年約100億、実際に運営費も入れていけばかなりふえていくと思うんですけども、ダイナミックに判断するにしても、長期の中でこれがどれだけ持続可能なかどうか判断がわからないんですけども、ちょっと教えていただければと思います。

**会計課長** 22年度の決算ベースでいきますと、杉並区の資産形成能力は60億でございます。ということは、全部はやはり再建できない。先ほど委員がおっしゃられたように、ダイナミックさが必要になってきますし、選択と集中というようなものを区民のご理解を得ながらやっていかなければならないということは会計課として認識はございます。

行革を進める一方で、選択と集中をしていく。また、複合計画化や新技術を入れて建築コストやメンテコストを抑えていくことも必要でしょうし、民間委託、移管というものを考えなければならないということもあるかと思っております。22年度の決算をつくるに当たって、会計課としてはそのような分析をしているところでございます。

**委員** 60億というのは、今の2,800億に対応する部分ということなんですか。

**会計課長** 22年度の決算ベースで財務諸表で見ると、1年間の資産形成能力は60億ということでございます。

**委員** そうすると、またこれからはふえていくというか、それはわからないということですか。さっきの10年計画の中でどんなふうに見られているのかなということなんですが。

**会計課長** 杉並区の資産形成能力が増えるかどうかというお話でしょうか。それは先ほども申し上げましたけれども、今の税収の状況等を見ますと、なかなか資産形成能力を

増やしていくのは難しいのかなと考えてございます。

**委員** 資産形成能力って、改修、改築に使えるお金と考えていいんですか。

**会長** 単純に言えばそういうことですよね。

**会計課長** 固定資産形成能力でございます。

**会長** 専門分野でもないのに、雑駁かもしれませんが、要はここにこれだけお金がかかると言っているけれども、実際にはそれに足りるような金額にはなっていないよということですね。趣旨としてはそういうことですよね。

**財政課長** 今後の見通しという形になっていきますので、そのためのゆえに施設の再編はどうあるべきかということが1点あるのかなと。それと、10年後ということを含めて申し上げますと、これから先の財政運営をどうやっていくか、また、税収がどうなっていくか、23区の中で言えば都区財政調整制度などの複合的な要因がありますので、先ほど会計課長は前年度の決算で話しましたが、先についてなかなか不透明な部分が多いというのが事実かなと感じているところです。

**会長** 昨年度ベースでいけば、それは当然足りなくなりますよというお話でよろしいんですね。 **委員**、今の件、よろしいですか。

**委員** ちょっとまだよくわかっていないんですけれども、足りないという話ですが、どのくらい足りないのかというのが知りたかったんですね。足りないのはよくわかったんですが、どう足りないのか。今年使えるお金、昨年だと改築に60億使ったということですよ。

**会長** 単純にそういう話でもないんですよね。固定資産形成能力ということでおっしゃったんですね。

**財政課長** はい。

**委員** だから、何か新たに購入もしたということですか。

**会長** 含めてですね。

**会計課長** 22年度の決算に資産収支計算書というものがございます。キャッシュフローということで自治体は公表しなければなりませんけれども、そこの中の固定資産形成支出が60億を数えたということでございます。

**委員** そこはわかったんですけれども、固定資産形成という話と改修・改築というのはイコールなのか、それとも固定資産形成のほうが大きなパイで、その中の一部が改修な

のか、そういうことなんですけれども。

**政策経営部長** 杉並区も数年前からいわゆる役所の会計、単年度といいますか、現金主義ということからもう一步進んで、発生主義の複式といいますか、その会計で会計処理を組み直して数年前から公表を始めました。総務省のモデルを前提に。今の話は、その中で22年度の決算ベースでという単年度のことで申し上げたのでありまして、それが将来もずっとそうだとということではございません。将来の30年で2,700億ということと固定資産形成で22年度60億というのは全く違う話でございますので、そこはちょっとご理解いただきたいと存じます。

**委員** 違うとは思うんです。すごく足りないのか、ちょっと足りないのかとか、どのくらいか知りたかったということなんですけれども。

**企画課長** 補足なんですけれども、お配りした施設白書の78ページに記載があるんですけれども、30年間に単純に約2,800億と申しましても、どんどん施設が老朽化してくるので、かかっていくお金は右肩上がりです上がっていくんですね。

ですから、最初の10年では1年換算にすると約50億程度、次の10年では94億、次のまた10年、最後の10年については131億と、何も手を打たなければどんどん右肩上がりになる。ですから、今のうちに何らかの手を打って、94億とか、131億とか、どんどん右肩上がりになっていくものをなるべく緩やかな形に、でき得れば少し下がっていくような形にしていきたいということで、このテーマを今のうちに課題にしていきたいという思いで、この場で皆さんのご意見も伺いたいということでございますので。

**委員** よくわかりました。ありがとうございます。

**委員** 区に上下水道事業がないことを考えたら、確かに先生がおっしゃったとおり、大きいのは小中学校の施設の統廃合、リプレースメントが重要だと思うんですが、この統廃合の権利は教育委員会が持っているんですか、それとも区ができるんですか。

**庶務課長** 学校適正配置については、教育委員会が実施しております。

**委員** ということは、図を見せていただけてすごくわかりやすかったんですが、地図になっている資料8-4の4ページ目ぐらいを見ると、この絵はちょっと距離がわからないんですが、およそ駅の間隔からしてどれぐらいで歩けるかを想像してみると、確かに幾つかの小学校、幾つかの中学校は近くに配置されていて、その今の定員の埋まりようによっては統廃合が自然に目に入ることになるのだと思うんですが、それを実際に教育委員会が

やるということになりますと、では、区ができることはどこまでだということになるんだと思うんです。

例えばパッと見て、90番と84番は近いと思うわけですが、そこに実際どれぐらいの子どもがいて、今現在何クラスあるのかがわからないと、実は何も議論に上がってこない。今、区がお持ちのデータが実際どこまでなのかというのは知りたいところになります。

それから、実際に統廃合をするに当たっては、国の公有財産の場合には上物の施設の地価も必要ですが、実は小中学校の場合は上物はほかのものに使う可能性が低いので 高齢者施設は別です。高齢者施設に転用できるケースは別ですが、通常、エレベーターがなくてはならないので、施設のほうは壊れてくれるのを念頭に、売却できるのは恐らく土地だけなので、土地の地価ぐらいまでは、もし統廃合を考えるならば資料としてご用意いただくのが筋かなという感じがしています。ですから、上物ではなくて、土地の地価ぐらいまでは何とかなるんじゃないかというお話と、実際に統廃合できない以上、議論はどこまでできるんですかというのが私からの質問でございます。

**委員** お答えは私の話もあわせて。おっしゃるとおり、学校は教育委員会で、これは行政とは別です。教育は確かに重要なんですけども、今の教育というのは、昔の森有礼が考えたようなレベルといいですか、世界の教育ではなくて、地域社会や老人と子どもとか、もっといろんな機能が学校にありますね。さっき起業家教育を小学校でやるなんて話もあるぐらいですから。いや、これはそのまま素直に受け入れてという意味ではないんですけれどもね。

ですから、あまり今の既成の枠組みで、これはだめ、あれはだめというふうにしてしまうと、何もできないんですよ。資料8-6のこういうものだって、これは今風に考えたらみんな民営化する対象なんですけれども、役所の建物は行政だというふうに考えてしまうと全然だめですね。今度、豊島区はマンションの一角に区役所が入りますけれども、区の中でもそういうふうにとんどん変わってきていますので、そういう点で私はダイナミックに考えたほうがいいんじゃないかと思うんです。

小学校というのは、やっぱり教育だけではないんですね。私の近所の桃井第三小学校にも老人施設が入っていますから。だけれども、これはだれが判断してああいうことをやっているのか、教育委員会がやっているとする、何かちょっとおかしいですよ。やっぱり行政ですよ。行政が教育委員会に対して学校をこうする、ああするというメッセージ

を出さないと、地域社会の行政の中で小学校は非常にウエートが大きいですから。生活の拠点でもあります。だけれども、高齢化し、少子化し、学校はどんどん機能が減っているわけですね。そこに有料老人施設を入れるとか、そういうことはもちろんニーズとして出てきているんだけど、そういう発想だけで地域をいじっていくのはちょっとビジョンがなさ過ぎるんじゃないかと思うんですね。そういうことも含めて。

**会長** 後段の話はなかなか難しい話もあるかと思うんですが、先ほどお話のあった区の方考え方についてちょっとお答えいただければと思います。

**企画課長** この問題を考えるときに、数字的にも一番お金がかかるのが学校ということで、これを抜きにしては考えられないというのはご指摘のとおりだと思っています。ただ、学校の統廃合はいろいろデリケートな問題も含んでいまして、教育委員会主導で今後の児童・生徒数の推移、あるいは予測とか、委員もおっしゃったような学校間の距離とか、そういうことを総合的に考えて、今後、統廃合をどう進めていくかというのは既に検討を進めていまして、その結果、もう統廃合校も出てきております。

それをこちらのほうの土俵に移してやるとまた話がややこしくなりますし、地域との関係もございまして、同じ区役所の中で教育委員会主導でやりますけれども、この議論ときちんと庁内でリンクをさせて、最終的にはトータルで学校も含めた施設の再編・整備をどうするか、跡地活用をどうするかのすり合わせをしていきたいと思っています。

**松沼副区長** 学校の設置者は首長でございまして、できる、できないという権限だけで言えば、区長が関与してできますが、やはりそこは学校教育の現場ということで、まず教育という視点が重要ですから、教育委員会で再編、適正配置を検討していて、現在も検討しています。

それから、先ほど学校の中でふれあいの家とか、そういう福祉目的の施設があるというのは、細かい話ですが、法的には教育財産と位置づけられています。そういうところで福祉目的の施設をつくる場合には、教育財産の一部は行政財産に変えまして、そこで設置をするということで調整しています。

ですから、当然、区長部局、区長と教育委員会、そして教育委員会事務局との調整といいますが、その協議は常にやった上で今までも施設設置をやってきております。今この場でストレートにやるのがどうなのかということを我々が考えた場合には、まず教育委員会で検討しておりますので、そこを尊重した上で、確かに最終的には教育委員会の考え

方を受けて、区長が例えば統合なり廃止なりということになるわけでございます。どこを中心に議論をするかという、先ほど企画課長が申し上げた教育委員会でまずやっていただいているということでございます。

**会長** ありがとうございます。

終了時刻が迫っておりますが、委員、何かございますか。

**委員** では、一言だけ申し上げます。この施設配置で、地域と地区という概念を明確にして、それぞれの設置をこれまでやってこられているということなんですけれども、今後の再編・整備に関して、区のほうで今後の財政見通しも立てて、大枠で固めるというのは非常に重要だと思うんですけれども、その後の再編・整備を考えると、恐らくこれは画一的な基準ではなくて、地区ごとに当然ニーズも違うと思いますし、特性もあると思うので、それをどう維持するのか、あるいはもう閉めるのかということに関して、地域あるいは地区を単位で何か議論できるような仕組みをぜひつくっていただきたいなと思ったところです。

あと、民間活力の導入で経費削減という議論はあるんですけれども、案外、指定管理でも、その指定管理者を管理する行政コストがかかってしまうと、それをまた住民に公開する仕組みで職員の方の資料づくりが大変だとか、そういったコストもあると思うので、そのあたりの見合いをどう考えるのかも非常に重要なのかなと。これはちょっと感想めいたことですが、以上でございます。

**会長** 今ご感想と申しますか、ご意見ということで伺ってよろしいでしょうか。

**委員** はい。

**会長** ありがとうございます。

またこの議論も引き続きしていくということで、今回は四つのテーマすべてを扱うことになっております。事務局のほうで、委員がきょうご欠席ということで、一部ご意見をいただいているようなので、若干短めにご披露いただいて、また次の議論につなげたいと思います。

**行政管理担当課長** 私のほうから、委員から、ご意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、若者の就労支援についてですが、今日、皆さんにご議論いただいたこととほぼ同じことをおっしゃっていたのかなと考えてございます。区がやろうとしていることは就労

支援なのか、福祉的支援なのか。あるいは杉並区では生活保護を受ける若年層の現状分析はどれくらい進んでいるのか。就労できない人もいると思う。そういう人の把握はできているのだろうかというご感想。また、非正規などによって責任ある体験が少ないことから、若年者に対する大人のインターンシップがあってもいいのではないかと。例えば区役所をトレーニングの場として提供してもよいのではないかとというアイデアもいただいています。

また、区内事業者の紹介も含めて、区民全体の後押しのインターンシップのマッチングはできないものだろうか。出口の支援として、ワーカーズコレクティブをサポートするような仕組みを導入することは考えられないか。また、協働のほうとリンクするんですが、NPO支援基金による助成をするに当たって、トレーニングの場を提供することを要件にするといったことも一策ではないかというような意見をいただいております。

次に、財政運営のあり方についてでございます。基金の増ですとか、区債の減につきましては、健全財政を維持しているなと思う。ただ、今後の考え方としまして、ストックの財政管理のためには、ミクロの部分、例えば公債権である税と私債権である貸付金、こういったものも含めたフローとしての徴収率についても議論が必要なのではないかとご意見をいただいております。

あるいは、例えば突発的に財政の原則を逸脱した場合に、何年かかけてもとに戻すというようなルールをつくるなど、中長期見通しの中で単年度の予算をローリングさせながら考えていくことはできないものだろうかというアイデアをいただいております。

次に、施設再編・整備についてですけれども、施設の統廃合、合築、PFI、スケルトン方式など考えられることになると思うが、土地の高度利用は議論になっていかないのか。また、中心市街地活性化法などで見られた容積率を売る方式、PFI法に盛り込まれたコンセッション方式、公共施設等運営権など施設建設費を抑えることができる工夫も研究したほうがよい。もちろんLCCをどう抑えていくのかという視点が大切である。

また、空き施設利用については、雇用創出のための視点があってもいいのではないかと。隣接自治体の施設整備状況との調整、相互利用協定といったような視点、生活圏の視点ということになるんですが、そういったものも必要なのではないのでしょうかといった意見もいただいております。以上でございます。

**会長** ありがとうございます。委員からそういったご意見が出されていたというのを委員の皆様もちょっと聞いておいていただきまして、実際には委員が来られ

た次回のときにでもご議論いただければと思います。

活発なご議論をいただきまして、まだまだご発言されたい、あるいはご意見をお持ちの委員の方もいらっしゃるかと思いますが、一応きょうの予定の時刻が参りましたので、本日の意見交換につきましてはここまでということにしたいと思います。

次回、また7月31日は全員の委員の方がご出席いただける予定になっておりますので、区から示されました四つの課題について、皆様から出されたご意見を踏まえ、また改めて総論的、概括的な議論を行いたいと存じます。また、きょうまだまだご発言をしたかった、ご意見があるという方、さらにまた後日、資料などをごらんになっていただいてご意見がある方は、メール等の文書で事務局にご提出いただければ、それも踏まえて次回の議論につなげていくような形で事務局と調整いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局のほうから事務連絡があればお願ひしたいと思います。

**行政管理担当課長** それでは、私のほうから1点だけよろしくお願ひします。

大変遅くなって恐縮ですが、第1回の会議録の確認をいただく準備が整いましたので、皆様のほうにメール等でお問い合わせをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。以上でございます。

**牛山会長** 委員の方、ご質問なり、何かございますか。よろしいでしょうか。

では、本日も活発なご議論をいただきましてありがとうございました。また、事務局の皆様さん、大変お疲れさまでございました。

本日の懇談会はこれで終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。